

浜岡原子力発電所運転差止請求事件 最終準備書面（2007年6月15日）420・421頁より

（4）地震を理由に原子力発電所を実際に停止した例がある

ア ポデガ湾原発の建設計画をつぶした地震への恐れ

1964年10月、浜岡原発1号炉の計画が持ち上がる5年ほど前のことである。アメリカのパシフィック・ガス・アンド・エレクトリック社（PG&E社）は、6年余りに及ぶ計画と闘争の後、カリフォルニア州ポデガ湾における原発建設計画を断念したことを発表した。「公衆の安全について何らかの本質的な疑問を抱えたまま発電所の建設を希望するのは我々で最後にしたい」として。

住民の反対運動は、原子炉がサンアンドレアス断層のわずか300mしか離れていないことから耐震安全性の問題に集中した。電力会社は最初の申請書の中で、「地震のとき、炉心そのものがどんなに破損しようとも、格納容器が備えてあれば、まわりの住民に危険を与える放射能が発電所の外に漏れることはない。原子炉の寿命が尽きないうちに、たとえどんな大地震がおきても、それに耐えられる原発を建設する」と主張したが、PG&E社の元顧問である地質学者は、「地震が起きると、原子炉用地の真下で断層が割れるかもしれない。私はその確率は低いと思うが……。しかし、ほんのわずかにせよ、現に危険性がある場合、それでも原発の建設計画を進めるべきなのかという道徳的な問題には直面せざるをえないだろう」といい、同社の設計顧問である構造工学者は、「地震がおきて断層のずれが用地内に生じたら、地表が広範に移動し、もとにもどらないかもしれない。損害を受けずに、これに耐えうる原発は絶対に設計できないので、この可能性は特に考慮する必要がある」とした。

ロサンジェルス地方監督局は、原発用地指定の取り消しを求める要請に対し、満場一致で取り消しをした。理由は、「見解の異なっているこれらの報告書を読めば、……どの程度安全に原発が建設されるか、また実際にされるかは予測できない。……したがって多くの人の生命を奪い、悲惨な結果を招くことになるかもしれないような行為を認めることは、道義上できない」であった（甲イ第111号証『原発の恐怖』より）。

私たちは、ポデガ湾原発断念のドラマがこの浜岡原発の裁判で再現されることを大いに期待している。

イ 営業運転中の原発が止められたドイツの例

ドイツには運転中の原子力発電所が裁判所によって止められた例がある。1972年に申請し1986年に運転開始したミュルハイム・ケルリッヒ原子力発電所（120万kW）である。ドイツの場合、原子力発電所の建設は段階的な許認可となっており州が最終的な審査を行なうのであるが、同原発の場合第8次部分認可を経て営業運転中の1988年9月9日、連邦行政裁判所により1975年に下された第1次認可について取り消しの判決が下り運転停止された。その理由は、電力会社が断層がある等、地盤に不安をもって無許可で申請位置から70メートルずらして建設したからである。その後電力会社は新規に申請して、1990年7月には修正第1次部分認可が通るものの、これも翌年上級裁判所（州の最高裁判所）において取り消され、連邦行政裁判所による差し戻しを経て、1998年1月14日上級裁判所による修正第1次部分認可取り消しの再審が維持されている（甲イ第113～115号証）。判決理由は、当該原発に対する地震の危険性について十分な安全性の検討がなされていないというものである。裁判所が司法権を公正に行使し、たとえ稼働中の原発であれ、安全が確保されていない原発と判断すれば、原発の運転を認めないという判決を下した例である。

（関連記事）ミュルハイム・ケルリッヒ原子力発電所を巡る論争に幕（2003年9月10日）

（右記リンクより抜粋 <http://www.de.emb-japan.go.jp/nihongo/kenkyusha/2003-9.html>）

RWE社の原子力発電所を巡る、同社とラインラント＝プファルツ州政府との間の10年以上に及ぶ裁判は、RWE社がその提訴を取り下げることにより終了した。

RWE社のミュルハイム・ケルリッヒ原子力発電所は、1975年に「ラ」州政府の認可を受け建設されたが、1987年の操業開始後、立地地域の地震の危険性等を指摘され、わずか13ヶ月で操業停止状態となっていた。これに対し、RWE社は、同原子炉建設の認可に問題があったとし、州政府に対し、原子炉の建設、操業停止に係る補償を要求していた。今回RWE社が提訴を取り下げたことにより、「ラ」州政府は認可に係る補償金を支払う必要はなくなった。なお、ミュルハイム・ケルリッヒ原子力発電所は、2002年の脱原発合意の際、既に廃炉とされることが決められている。